堺市職員懲戒等審査会 審査概要

【日 時】 令和元年7月29日(月) 午後3時30分~午後4時10分

【場 所】 堺市役所本館4階 秘書課会議室

【内 容】

案件	事案概要	量定に対する意見
1	平成14年8月から休職を繰り返し、その後、平成28年5月19日 に入院して以降、同年6月30日から3年間、休職となっていた。 令和元年6月29日をもって3年の休職期間が満了し、堺市職員医療 審査会において、同日以降の就業について、引き続き将来的に平常勤務 不可と判定されたもの。	分限免職
2	異動の引き継ぎをしている際、平成29年度の業務に係る事業者に対する返還請求業務や消耗品の支払いの未処理が判明した。 なお、返還請求業務について、事業者は平成30年11月に破産宣告を受けており、同様の債権を有する他自治体にも返還はなかった。	文書訓告